

2018年2月19日
株式会社みずほ銀行

「自然災害支援ローン（正式名称：自然災害時支援特約付住宅ローン）」 の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、地震や豪雨などの自然災害発生時に、被災されたお客さまの約定返済やローン債務の一部を消滅させる特約の付いた住宅ローン「自然災害支援ローン」を損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長：西澤 敬二）と共同開発し、取り扱いを本日より開始します。

東日本大震災や熊本地震、台風・豪雨などの発生により、近年、自然災害に対するお客さまの関心・リスク意識は高まっており、特に自宅を所有するお客さまにとっては、自宅の修繕やローンの返済など、被災時に対する万が一への備えが必要となります。

本商品は、従来の保険では補完しきれないリスクに対応する住宅ローン商品であり、自然災害発生時には約定返済やローン債務の一部を消滅させることで、家計負担（住宅ローン返済負担）の軽減を図ることができます。

当行は、今後とも「サービス提供力の向上によりお客さまに選ばれ続ける総合金融グループ」の実現に向けて取り組むとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、魅力のある商品・サービスの提供に努めていきます。

以 上

自然災害支援ローンの概要

以下2つのプラン（約定返済プラン・残高補償プラン）があります。（いずれかのプランのみご利用いただけます）

	① 約定返済プラン	② 残高補償プラン
対象となる住宅ローン	みずほ住宅ローン、みずほ借り換え住宅ローン、みずほ買い替えローン、みずほネット住宅ローン、みずほネット借り換え住宅ローン	
対象条件	上記住宅ローンを新たにお借入されること（既に住宅ローンをお借入中の場合はご利用いただけません） 住宅ローンの用途に「建物取得資金」が含まれていること	上記住宅ローンを新たにお借入されること（既に住宅ローンをお借入中の場合はご利用いただけません） 住宅ローンの用途が「建物取得資金」であること（土地購入資金や諸費用もお借入される場合は、契約を分けてお借入いただきます）
特約期間	住宅ローンの借入から完済まで * お借入中に中途解約することも可能です * 残高補償プランについては、自然災害に罹災し、債務の一部を消滅させた時点で本特約は失効します	
内容	自然災害に罹災した場合、罹災の規模に応じて、約定返済分の債務を消滅させます 【対象となる自然災害】 地震/津波/噴火/落雷 水災/風災/ひょう災/雪災 【罹災の規模】 全壊 : 約定返済 24 回分 大規模半壊 : 約定返済 12 回分 半壊 : 約定返済 6 回分	自然災害に罹災し、自宅が全壊認定を受けた場合、ローン残高（建物部分）の50%の債務を消滅させます 【対象となる自然災害】 地震/津波/噴火
金利	住宅ローン金利に <u>+0.1%</u> 上乗せ	住宅ローン金利に <u>+0.3%</u> 上乗せ

※上記以外は、通常の住宅ローンの商品内容となります

※罹災時に公的機関が発行する「罹災証明書」をみずほ銀行に提出することが、債務消滅の条件となります